

山形広域環境事務組合の契約及び財産の取得
又は処分並びに財産の管理等に関する条例

〔昭和43年7月
共衛条例第9号〕

改 正 平成4年1月共衛条例第1号 平成7年2月山広環条例第8号

契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等については、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例（昭和39年山形市条例第29号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平4条例1、平7条例8・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年1月改正）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年2月改正）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。